

議第 4 5 号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「建築物省エネ法」といいます。）及び建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「建基法」といいます。）の一部改正（令和 4 年法律第 6 9 号による改正）等に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 条例改正に係る建築物省エネ法及び建基法の改正内容

(1) 省エネ基準適合義務の対象の拡大

現行の建築物省エネ法においては、住宅以外の建築物で一定規模以上のものの新築・増改築をする際には、建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」といいます。）に適合させなければならないものとされています。

この度の建築物省エネ法の改正により、原則、住宅を含む全ての建築物の新築・増改築をする際に、省エネ基準への適合が義務付けられることになりました。

(2) 省エネ適判の対象の拡大

現行の建築物省エネ法においては、省エネ基準への適合が義務付けられた建築物の新築・増改築をする際には、省エネ基準に適合していることを確認するため、エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」といいます。）を受けることが義務付けられており、省エネ適判により省エネ基準に適合することが認められなければ、建基法の規定に基づく建築確認済証が交付されないこととされています。

この度の建築物省エネ法の改正により、原則、省エネ基準への適合が全ての建築物に義務付けられたことに伴い、省エネ適判の対象となる建築物の用途及び規模が拡大されました。

(3) 仕様基準等による住宅の省エネ適判の省略

この度の建築物省エネ法の改正により、一定規模以上の住宅についても省エネ適判を受けることが義務付けられましたが、仕様基準に従って設計された住宅の場合、省エネ基準への適合は建基法に基づく建築確認において評価されることとなるため、省エネ適判が不要となりました。

また、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）の規定に基づく住宅性能評価等、他法令によって住宅の省エネ化が評価される場合についても、省エネ適判を省略することができるようになりました。

(4) 既存建築物の省エネ基準適合認定制度の廃止

現行の建築物省エネ法においては、省エネ基準への適合義務の対象とならない既存建築物について、省エネ基準に適合していることを認定する制度があります。

この度の建築物省エネ法の改正により、原則、全ての建築物の新築・増改築をする際に、省エネ基準への適合義務が課せられることから、当該制度は廃止

されました。

(5) 建築確認の審査及び検査の特例対象となる建築物の規模の縮小

現行の建基法においては、一定規模以下の建築物を建築する際、建築確認の審査及び検査内容の一部が省略されるなどの特例が適用されています。

この度の建基法の改正により、現行の建基法において特例の対象となっている建築物のうち、一定規模以上のものについては特例の対象外とし、全ての審査及び検査を行うことになりました。

3 条例改正の主な内容

(1) 建築物省エネ法に係る改正

一定規模以上の住宅について、省エネ適判により省エネ基準に適合していることを確認する必要が生じたことから、住宅に係る審査手数料を新設します。

また、省エネ基準適合認定制度が廃止されたことから、当該認定に係る認定手数料を廃止します。

(2) 建基法に係る改正

建築確認の特例の対象となる建築物の規模が縮小され、特例の対象外となる建築物の審査及び検査に係る業務が増加したことから、当該業務に係る手数料を増額します。

また、建築確認において建築物省エネ法に規定された省エネ基準への適合義務の対象となる建築物の規模が拡大されたため、当該審査及び検査に係る手数料を増額します。

(3) その他の改正

建築物省エネ法の改正により住宅の仕様基準による省エネ基準適合の評価方法が適用されたことで、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定において、住宅の誘導仕様基準（2(3)の仕様基準より高いもの）による評価が可能となったため、当該評価方法に係る手数料を追加します。

4 施行期日

令和7年4月1日